

委 員 長 報 告

本委員会は、去る３月２日の本会議において付託を受けた議案２件について、５日及び１１日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、１定議案第３号 平成２６年度田辺市一般会計補正予算（第８号）の所管部分及び同議案第１０号 平成２６年度田辺市四村川財産区特別会計補正予算（第１号）の以上２件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第３号 平成２６年度田辺市一般会計補正予算（第８号）の所管部分のうち、消防団費における報酬にかかわって、増額理由をただしたのに対し、「主な理由としては、台風が３度接近したことに伴う延べ６６５名の団員の出動や待機によるものである」との答弁がありました。

次に、消防団費における退職報償金にかかわって、増額理由をただしたのに対し、「退職者については年度により大幅な増減がある。本年度は６２名の団員が退団または退団予定となっているが、退職報償金は５年以上勤務した団員が支給対象となるため、それに該当する５６名に対し支給するものであり、予定していたよりも増加したためである」との答弁がありました。次に、地域による団員数の偏りについてただしたのに対し、「旧４町村部については団員確保が厳しく、定員よりも減少している状況にあり、その不足分については、基本団員を初め支援団員の確保に努める」との答弁がありました。さらに委員から、入団促進のための取り組みについてただしたのに対し、「団員の処遇改善や訓練・教育制度の充実、安全装備品の充実のほか、団員を雇用する建設工事における事業者に対する入札時加点制の導入にも取り組んでいる」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年３月１１日

総務企画委員会

委員長 市 橋 宗 行

委 員 長 報 告

本委員会は、去る３月２日の本会議において付託を受けた議案４件について、３月４日及び１１日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、１定議案第２号 工事請負変更契約の締結について、同議案第３号 平成２６年度田辺市一般会計補正予算（第８号）の所管部分、同議案第７号 平成２６年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）及び同議案第９号 平成２６年度田辺市木材加工事業特別会計補正予算（第３号）の以上４件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第３号 平成２６年度田辺市一般会計補正予算（第８号）の所管部分のうち、農林水産業費にかかわって、負担金補助及び交付金の減額理由について説明を求めたのに対し、「事業実績等に伴う減額とあわせて事業の多様化により、要望額が国、県の予算額を大幅に上回り不採択になったことに伴う減額である」との答弁がありました。これに対し委員から、国、県の動向も十分把握しながら事業の進捗を図ることが重要であるとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年３月１１日

産業建設委員会

委員長 安 達 克 典

委 員 長 報 告

本委員会は、去る３月２日の本会議において付託を受けた議案６件について、３月４日及び１１日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、１定議案第１号 工事請負変更契約の締結について、同議案第３号 平成２６年度田辺市一般会計補正予算(第８号)の所管部分、同議案第４号 平成２６年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第３号)、同議案第５号 平成２６年度田辺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)、同議案第６号 平成２６年度田辺市介護保険特別会計補正予算(第３号)及び同議案第８号 平成２６年度田辺市診療所事業特別会計補正予算(第１号)の以上６件について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第３号 平成２６年度田辺市一般会計補正予算(第８号)の所管部分のうち、社会福祉費における臨時福祉給付金給付事業費及び児童福祉費における子育て世帯臨時特例給付金給付事業費にかかわって、実績及び周知方法等についてただしたのに対し、「当該制度は申請に基づいて給付するものであり、臨時福祉給付金の給付対象者１万９，６７１人に対する支給率は８６．８％、子育て世帯臨時特例給付金の給付対象者８，１４５人に対する支給率は９８．５％である。周知方法については、市の広報紙、地元地方紙等への掲載のほか、対象者には個別に郵送対応により周知を図ったところである」との答弁がありました。これに対し委員から、国の制度が申請主義であっても、市として全対象者が受給できるような方策を検討し取り組むべきであるとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

平成２７年３月１１日

文教厚生委員会

委員長 松 下 泰 子